

調達件名：令和6年度デジタル庁ガバメントソリューションサービスに係る通信サービス用機器等の提供及び保守等

項	意見・質問	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	意見	理由	回答
1	意見	O1_調達仕様書	9	2	1		2025年5月末を期日として暫定的な機器や回線を用いたネットワーク環境の構築を許容いただきたく、「2025年5月末を期日として、暫定環境構築およびそれに必要な機器や回線の調達を提案に含めることを可とする。」を追加いただきたい。	暫定的な回線やネットワーク機器を用いてネットワーク環境を構築することで、暫定リリースを実施させていただきたい。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「幹線機器の構築においては、暫定的な対応として、次に示す機器条件及びスケジュール条件を満たす条件での構築（以下「暫定構築」という。）を実施することができる。 （1）幹線機器を非冗長とした暫定構築（非冗長構成） 幹線機器は、冗長構成を想定しているが、デジタル庁データセンタ及び各地方集約拠点の回線開通時期までに、幹線機器を非冗長構成で構築し稼働状況とすることを許容する。ただし、当該非冗長構成は、2025年1月末までに終了し、かつ、冗長構成への切替時において、5秒未満の通信断にて切替を行うこと。 （2）代替機器を利用した暫定構築（代替構成） デジタル庁データセンタ及び各地方拠点の回線開通時期までに、幹線機器は、要件定義書2.1.1(4)に示すQoSの制御を除いたその他要件を満たす機器（以下「非準拠幹線機器」という。）により構築することを許容する。ただし、当該非準拠幹線機器は、2025年1月末までに利用終了し、かつ、仕様準拠する幹線機器への切替時において、5秒未満の通信断にて切替を行うこと。 上記の暫定構築は併用を可能とする。また、暫定構築を実施する場合に生じる費用負担等については受注者の負担とし、暫定構築を行う場合、構築計画及び切替計画（暫定構成計画）を示すこと。なお、受注者は、提案時に暫定構成計画を示さず契約後に暫定構築を実施する場合は、契約不履行と判断される点について、予め承諾すること。」 なお、本要件については、加対象として検討いたします。
2	意見	O1_調達仕様書	17	3	2		(6)の要望について、(5)の要望と同様に「(6) 受注者は、導入した通信サービス用機器の販売終了予定や保守可能期限終了予定等の判明、もしくは個別予見できない事情を除き、通信サービス用機器の保守契約期間を延長できること。」に変更いただきたい。	通信サービス用機器の販売終了予定や保守可能期限終了以降の保守対応は難しいため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案の通りとします。 なお、納入時点で販売終了時期や保守可能期限時期が不明なものは、個別予見できない場合が含まれます。
3	意見	O1_調達仕様書	18	4	1		表2 成果物一覧 において、検証役務に対する成果物（検証項目および結果）の数量、納期を記載いただきたい 当方では以下のアウトプットを想定しております。 ・検証実施計画書 ・検証結果報告書 ・検証進捗のご報告 ※月に一度を想定	検証役務に伴う結果を提示させる必要があると考えため。 また、必要な成果物と納期を確定させ、必要な工数を詳細に算定したため。	ご提示の資料については、仕様書に記載の成果品に含まれる認識です。 ・検証実施計画書 →プロジェクト実施計画書等 ・検証結果報告書 →作業実施報告書 ・検証進捗のご報告 ※月に一度を想定 →月次報告書
4	意見	O1_調達仕様書	23	6	1		(4) 要員に求める資格等 ③プロジェクトメンバ の条件において、下記の経験を有することを追加してはどうか。 ii 本調達と同等規模かつ同等の技術を用いてキャリアグレードのネットワークエンジニアリングを担当した経験を有すること。	本案件は高度なネットワーク知識・技術が求められることから、特にSNを用いた商用サービスの導入経験がある者を体制に含めた提案をさせることが望ましいと考えため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
5	意見	O2_別添資料1.要件定義書	3	2	1	1	幹線機器の、「① 同一機種であり、シャーシ型筐体及び同一ラインカード構成を採用すること。」という要件について、「① 同一シリーズ、同一のOS かつ、シャーシ型筐体及び必要ポートを具備したラインカード構成」に緩和いただきたい。	タイプAとタイプB/Cで、インターフェース要件に合わせて、同一シリーズの異なる機種等をご提案することで、インターフェース要件に合わせたより経済的な機器の提案が可能となるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
6	意見	O2_別添資料1.要件定義書	3	2	1	1	幹線機器について、タイプによってインターフェース要件が異なることから、タイプB・タイプCに対してインターフェースに応じて適切な機器を提案できるように要件を緩和していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
7	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	幹線機器の消費電力の要件について、1200W以下に緩和いただきたい。	ご提案可能な機器の選択幅を広げるため。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「4当方が提供する100V又は200V交流（50Hz/60Hz）電源にて稼働し、冗長電源構成とすること。また、提案する要件を満たす構成において稼働に要する電力は、光モジュールやDAケーブル等の消費電力を除き1200W以下であること。」
8	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	「⑥ ルーティングやスイッチングをつかさどるハードウェアをシャーシ上に2枚具備し、冗長構成として機能すること。」について、スイッチングの要件を削除していただきたい。	幹線機器は、2台の冗長構成にすることで、ハードウェアの対障害性を確保が可能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
9	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	提案可能な機器の選択幅を広げるために、筐体高は3U「以内」に緩和していただきたい。	3U以下の要件にしていればスペース等の要件に影響なく、より経済的な機器の提案が可能になります。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「⑧筐体高は3U以下とすること。」
10	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	幹線機器の奥行き条件について、770mmに緩和いただきたい。	条件を緩和いただくことで、提案機器の選択幅を広げることが可能ため。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「⑦奥行きは800mm未満とすること、800mmを超過する場合は、設置するラック手配をおこなうこと。なお、ラック設置に係る費用は受注者に負担すること。」

11	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	1	1	(工) 入力フローに対して、分解能1秒以下にて入力通信帯域を超過したトラフィックを廃棄できること（インカミングシェーピング）の要件について、インカミングシェーピングに加えて、イングレスポリシングによる制御も許容いただきたい。	提案予定の機器ではイングレスポリシング機能を有しており、本機能はバーストサイズを調整することで、シェーピングと同等レベルの入力帯域制限が可能であるため	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「(工) 次の推奨要件の最低1つについて満たすこと。 ①入力フローに対して、バーストサイズを調整してシェーピングと同等の処理を行う機能（イングレスポリシング）による制御をできること。 ②入力フローに対して、分解能1秒以下にて、インカミングシェーピングにより入力通信帯域を超過したトラフィックを廃棄できること。」 なお、本要件については、加対象として検討いたします。
12	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	1	1	③M/C 機器状況に応じた連携要件について。幹線機器と収容機器で行う通信規格を、ITU-T Y.1731/IEEE802.1agも許容していただきたい。 また、幹線機器は収容機器との間で活性状況確認を行うため、当該要件を収容機器要件とし、かつ下記に変更可能でしょうか。 「幹線機器と収容機器は、その他機器等と連携することなく、IEEE 802.3ah OAM Link Fault Management (LFM) もしくはITU-T Y.1731/IEEE802.1agに対応すること。収容機器については、収容機器配下のM/C 機器や専用線の活性状況を共有及び連携でき、また、収容機器配下のM/C 機器がIEEE802.3ahもしくはITU-T Y.1731/IEEE802.1ag経由での通信異常を認識し、M/C 機器のリンクダウンを検出することができなければならない。」	以下2点のため。 ・IEEE802.3ahはEFM（Ethernet in the First Mile）とも呼ばれ、M/C機器など末端機器を収容するポートで使用するのが適所です。また、他ポート側機器の活性状況を通知する機能は当該規格にはない認識であり、実現が困難と考えため。 ・幹線機器は収容機器、収容機器は幹線機器およびM/C間と活性状況確認を行う必要があるという認識のため。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「幹線機器と収容機器は、その他機器等と連携することなく、ITU-T Y.1731/IEEE802.1agに対応すること。また、他ポート側機器の活性状況を共有及び連携できること。また、収容機器配下のM/C 機器がITU-T Y.1731/IEEE802.1ag経由での通信異常を認識し、M/C 機器のリンクダウンを検出することができなければならない。」
13	意見	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	1	1	「提案機器においては、(ロ) フローの識別として用いられる条件は以下のとおりとする」の「④ Ethernet 規格対象」において、Ethernet typeを削除いただきたい。	ご提案可能な機器の選択数を広げ、最適な製品を実施するため。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「Ethernet Type（推奨）」 なお、本要件については、加対象として検討いたします。
14	意見	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	1	3	(2)の各モデルに記載されたBIDIモジュールの線路損失/波長規定を緩和いただきたい。 具体的には、想定する伝送距離に対して、BIDIモジュール仕様としてその伝送距離以上を飛ばすことができる仕様であれば、「要件を満たす/要件に対応する」といった記載をしていただきたい。	要件記載の線路損失/波長規定に収まる、伝送可能なモジュールを幅広く提案したいため。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 (ア)10Gbps対応モデル：6台（線路損失19dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む） (イ)10Gbps対応モデル：6台（線路損失8dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む） (ウ)1Gbps対応モデル：10台（線路損失30dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む）
15	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2	2	論理構築業務の要件として、「オーバーレイネットワークの通信のCoS種別に応じて、トラフィックエンジニアリングが可能のように設計すること」を追加いただきたい。	将来的に、様々な省庁が幹線に接続しトラフィックの超流入が想定される場合、省庁の任意のフローを迂回させることや、低遅延アプリケーションに対して低遅延の経路を通るように制御する機能が必要になることが想定されるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
16	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2	2	L2オーバーレイ構成の場合、MACsec等との組み合わせにおいて制約があるため、設計を進める中で適切な方式を判断できるように、L3構成についても併記していただけないでしょうか。	併記いただくことで設計の柔軟性を高め、将来的な省庁の設計変更や追加開発に対応できるようにするため。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「(2)アンダーレイネットワーク上に、L2（P2P又はP2MP）構成のオーバーレイネットワークを構築すること。また、アンダーレイネットワークは、MacSec暗号化によるホップバイホップ通信が可能であること。MACsecによる暗号化されたL2通信を復号し、QoS要件、オーバーレイネットワークへの伝送を推奨する。」 なお、本要件については、加対象として検討いたします。
17	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1	1	運用業務効率化の観点から「トラフィックエンジニアリングの通信経路、遅延・帯域等の可視化、通信経路の制御等をGUIから行い、運用効率化に資する拡張が可能であること」を追加いただきたい。	将来的に幹線機器の増大、利用省庁追加時のプロビジョニング作業等が想定されるため、必要に応じてより効率的な運用を行うためのシステムの導入が必要に応じて可能な機器の調達好ましいと考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
18	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1	1	より監視/保守性を高めるため、「(1) 本契約で調達する機器に対し、サービス網とは別に監視/保守用の回線を敷設し、遠隔でコンソール接続等を実施し、監視/保守性を高めた統合監視環境を構築すること。」を追加いただきたい。	サービス網の故障時や、幹線機器等の設定が初期化された場合でも、早急に復旧が可能となるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
19	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	「当庁が供する100V 又は200V 交流（50Hz/60Hz）電源にて稼働し、冗長電源構成とすること。また、提案する要件を満たす構成において稼働に要する電力は、光モジュールやDA ケーブル等の消費電力を除き600W 以下であること。」 下記の要件に緩和していただけないでしょうか？ 「当庁が供する100V 又は200V 交流（50Hz/60Hz）電源にて稼働し、冗長電源構成とすること。また、提案する要件を満たす構成において稼働に要する電力は、光モジュールやDA ケーブル等の消費電力を除き1200W 以下であること。」	消費電力が600W以下で、調達要件をすべて満たす機器を選定することが困難であるため	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「④当庁が供する100V又は200V交流（50Hz/60Hz）電源にて稼働し、冗長電源構成とすること。また、提案する要件を満たす構成において稼働に要する電力は、光モジュールやDAケーブル等の消費電力を除き1200W以下であること。」

20	意見	O2_別添資料1.要件定義書	3	2	1	1	<p>「④ 同一機種であり、シャーシ型筐体及び同一ラインカード構成を採用すること。」</p> <p>タイプAとタイプB/Cで、インターフェース要件に合わせて、同一シリーズの異なる機種を提案したく、「同一機種」、「同一ラインカード構成」という要件を下記に変更可能でしょうか。</p> <p>「④ 同一シリーズ、同一のOSであり、シャーシ型筐体及び必要ポートを具備したラインカード構成を採用すること」</p>	同一シリーズ、同一のOSとすることで、運用負荷増を防ぎつつ、インターフェース要件に合わせてより経済的な機器の提案が可能になります。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
21	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	<p>「⑥ ルーティングやスイッチングをつかさどるハードウェアをシャーシ上に2枚具備し、冗長構成として機能すること。」</p> <p>下記のように緩和していただくことは可能でしょうか？</p> <p>「⑥ ルーティングをつかさどるハードウェアをシャーシ上に2枚具備し、冗長構成として機能すること。」</p>	ルーティングだけでなくスイッチングをつかさどるハードウェアの冗長構成を有する機器を選定しようとする、その他要件を満たす費用対効果の高い機器を選定することが困難です。また、幹線機器は2台で冗長構成を取ること、ハードウェア障害時の影響を軽減し、同時に、運用の柔軟性（例えばバージョンアップ等のメンテナンス）を高めることが可能です。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
22	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	1	1	<p>「(E) 入カフローに対して、分解能1秒以下にて入力通信帯域を超過したトラフィックを廃棄できること（インカミングシェーピング）」</p> <p>提案予定機器では、入力通信帯域を超過したトラフィックはポリシング機能で破棄します。当該要件を下記に変更可能でしょうか。</p> <p>「(E) 入カフローに対して、分解能1秒以下にて入力通信帯域を超過したトラフィックを廃棄できること（インカミングシェーピング、もしくはインGRESSポリシング）」</p>	インGRESSポリシングは、バーストサイズを調整することで、シェーピングと同レベルの入力帯域制限が可能です。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「(E) 次の推奨要件の最低1つについて満たすこと。 ①入カフローに対して、バーストサイズを調整してシェーピングと同等の処理を行う機能（インGRESSポリシング）による制御をできること。 ②入カフローに対して、分解能1秒以下にて、インカミングシェーピングにより入力通信帯域を超過したトラフィックを廃棄できること。」 なお、本要件については、加対象として検討いたします。
23	意見	O2_別添資料1.要件定義書	6	2	1	1	<p>提案機器においては、「(C) フローの識別として用いられる条件は以下のとおりとする」の① Ethernet 規格対象のEthernet Typeはフロー識別の対象に用いることができないため、提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、Ethernet typeを削除頂けないでしょうか？</p>	ご提案機器では「Ethernet Type」のフロー識別として「ARP」のみに対応しており、その他のプロトコル識別はできないため	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「Ethernet Type（推奨）」 なお、本要件については、加対象として検討いたします。
24	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2	2	<p>論理構築役割について、下記の要件の追加を提案いたします。</p> <p>「オーバレイネットワークの通信種別に応じて、QoS/IP DSCP/ToS値またはCoS値の優先度に基づくトラフィックエンジニアリングが可能ように設計すること」</p>	今後様々な省庁が幹線網に接続しトラフィックの超過流入が想定された場合、任意のトラフィックを迂回させたり、低遅延アプリケーションに対して低遅延の経路を通るように制御する機能が必要と考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
25	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	<p>「⑧ 筐体高は3Uとすること」</p> <p>提案候補製品には、2U以下の機種も含まれます。提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、緩和していただけないでしょうか？</p> <p>「⑧ 筐体高は3U以内とすること」</p>	要件を緩和いただくことで、より経済的な機器の提案が可能になります。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「⑧筐体高は3U以下とすること。」
26	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	1	1	<p>「幹線機器と収容機器は、その他機器等と連携することなく、IEEE 802.3ah OAM Link Fault Management (LFM)により通信し、収容機器配下のM/C 機器や専用線の活性状況を共有及び連携できること。また、収容機器配下のM/C 機器がIEEE802.3ah 経由での通信異常を認識し、M/C 機器のリンクダウンを検出することができなければならない。」</p> <p>下記の通り要件を緩和していただけないでしょうか？</p> <p>「幹線機器と収容機器は、その他機器等と連携することなく、IEEE 802.3ah OAM Link Fault Management (LFM)、もしくはITU-T Y.1731/IEEE802.1agに対応すること」</p> <p>収容機器については、収容機器配下のM/C 機器や専用線の活性状況を共有及び連携でき、また、収容機器配下のM/C 機器がIEEE802.3ah 経由での通信異常を認識し、M/C 機器のリンクダウンを検出することができなければならない。」</p>	幹線機器は収容機器、収容機器は幹線機器およびM/C間と活性状況確認を行う必要があるという認識です。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「幹線機器と収容機器は、その他機器等と連携することなく、ITU-T Y.1731/IEEE802.1agに対応すること。 収容機器については、収容機器配下のM/C 機器や専用線の活性状況を共有及び連携でき、また、収容機器配下のM/C 機器がITU-T Y.1731/IEEE802.1ag経由での通信異常を認識し、M/C 機器のリンクダウンを検出することができなければならない。」
27	意見	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1	1	<p>「(2) 統合監視環境では、以下の要件を満たす監視ソフトウェア等を用いて構成し、提供すること。」に関して、下記の要件の追加を提案いたします。</p> <p>「通信経路制御、遅延・帯域の可視化等をGUIから行い、運用効率化に資する拡張が可能であること」</p>	今後幹線機器の増加、利用省庁追加時のプロビジョニング作業等が想定されるため、より効率的な運用を行うための機器の導入が必要と考えます。	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。

28	意見	O2_別添資料1.要件定義書	3	2	1	1	<p>「幹線機器は、12ポート以上の QSFP28(100GbE)ソケットを具備し、幹線機器に具備される QSFP28 ソケットはすべてが利用可能であること。」</p> <p>タイプによってインターフェース要件は異なるため、タイプB、タイプCに対してインターフェース要件に応じて適切な機器を提案できるよう要件を緩和していただけないでしょうか？また、真速度のポート間で排他利用の構造を持つ製品であったとしても、要件を満たす全てのポートが利用可能であれば問題ないと考えますので、具備されたポート全てが利用可能という要件についても緩和いただきたいと思います。</p> <p>「幹線機器は、QSFP28(100GbE)ソケットをタイプAは12ポート以上、タイプB及びタイプCは6ポート以上、SFP+(10GbE)ソケットは全タイプで6ポート以上具備し、すべてが利用可能であること。この利用可能なソケット数を「具備ポート総数」と定義する。」</p>	<p>タイプB、タイプCの機器については、予備ポートを含めて6ポート以上の QSFP28(100GbE)があれば問題ないかと存じます。変更いただくことで、インターフェース要件に合わせたより経済的な機器の提案が可能になります</p>	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
29	意見	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	1	1	<p>「幹線機器は、搭載する全ポート（ただし、管理用インターフェースは対象外とする。）が同時利用できること」</p> <p>真速度のポート間で排他利用の構造を持つ製品であったとしても、要件を満たす全てのポートが利用可能であれば問題ないと考えますので、具備されたポート全てが利用可能という要件についても緩和いただきたいと思います。</p> <p>「幹線機器は、上記で指定した必要ポート数（ただし、管理用インターフェースは対象外とする。）が同時利用できること」</p>	<p>インターフェース要件に合わせたより経済的な機器の提案が可能になります</p>	ご意見を踏まえ検討した結果、原案のとおりといたします。
30	意見	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2	2	<p>「(2) アンダーレイネットワーク上に、L2 (P2P又はP2MP) 構成のオーバーレイネットワークを構築すること。」</p> <p>現在提案しようとしている機器は、L2オーバーレイ構成に対応しておりますが、MACsec等の他の要件との組み合わせにおいて制約がございます。L3オーバーレイ構成でも本ネットワークに求められることは実現できると考えておりますので、L3オーバーレイ構成についても許容いただけるように、緩和していただけないでしょうか？</p> <p>(2) アンダーレイネットワーク上に、L2、もしくはL3 (P2P又はP2MP) 構成のオーバーレイネットワークを構築すること。</p>	<p>最適な方法での提案を可能とするため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>「(2)アンダーレイネットワーク上に、L2 (P2P又はP2MP) 構成のオーバーレイネットワークを構築すること。また、アンダーレイネットワークは、MACsec暗号化によるホップバイホップ通信が可能であること。」</p> <p>なお、本要件については、加対象として検討いたします。</p>
31	意見	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	<p>奥行きは700mm未満とすること、700mm を超過する場合は、設置するラック手配をおこなうこと。なお、ラック設置に係る費用は受注者で負担すること。</p> <p>下記のように緩和していただけないでしょうか？</p> <p>奥行きは770mm未満とすること。770mm を超過する場合は、設置するラック手配をおこなうこと。なお、ラック設置に係る費用は受注者で負担すること。</p>	<p>提案機器の選択肢を広げるため</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>「⑦奥行きは800mm未満とすること、800mmを超過する場合は、設置するラック手配をおこなうこと。なお、ラック設置に係る費用は受注者で負担すること。」</p>
32	意見	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(3)	(ア)	②	<p>(仕様) 幹線機器は、12ポート以上の QSFP28(100GbE)ソケットを具備し、幹線機器に具備される QSFP28 ソケットはすべてが利用可能であること。この利用可能なソケット数を「具備ポート総数」と定義する。</p> <p>(意見) 高密度化するネットワーク機器において、導入コストを抑えるため、利用ポート帯域単位でのライセンス体系を提供できるPAYG (Pay-as-you-grow model) ライセンスの提供も検討しておりますが、今回要件の割り当てポート帯域以上のポートを利用できるライセンスを提供した場合は加算の検討をお願いいたします。</p>	<p>将来的な具備ポートの増加時に追加購入が必要なライセンスを軽減できる可能性があるため。</p>	ご意見を踏まえ、加算対象として検討いたします。
33	意見	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(3)	(ア)	⑧	<p>(仕様) 筐体高は3Uとすること。</p> <p>(意見) 1Uまたは2Uの機器を提案可能とするため、「3Uとすること」から「2U以下とすること」へ変更の検討をお願いいたします。</p>	<p>12ポート以上のQSFP28ソケットを具備する要件に対して、3Uは過剰であると考えます。ファシリティアコストの低減を鑑み2U以下とすることが適切ではないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>「⑧筐体高は3U以下とすること。」</p>
34	意見	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(3)	(イ)	③	<p>(仕様) IEEE802.1ag対応機器での提案を可能とするため、「幹線機器と収容機器をIEEE802.3ahもしくはIEEE802.1agでの対応」に変更しただけではないでしょうか。</p>	<p>802.3ahでは単一リンクの障害しか検出できませんが、「IEEE802.1ag - Connectivity Fault Management」ならばLayer2機器の多段構成下で通信異常の検出を行うことができ、網全体の監視を行うことも可能となります。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>「幹線機器と収容機器は、その他機器等と連携することなく、ITU-T Y.1731/IEEE802.1agに対応すること。</p> <p>収容機器については、収容機器配下のM/C 機器や専用線の活性状況を共有及び連携でき、また、収容機器配下のM/C 機器がITU-T Y.1731/IEEE802.1ag経由での通信異常を認識し、M/C 機器のリンクダウンを検出することができなければならない。」</p>

35	意見	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.3.	(2)	(ア)	<p>(仕様) 10Gbps 対応モデル: 10 台 (線路損失 23dB/1500nm 台に対応した BIDI モジュールを含む)</p> <p>(意見)</p> <p>①関連調達である「デジタル庁ガバメントソリューションサービスに係る通信サービス (専用線サービス等) の提供及び保守等」においてダークファイバの10Gの場合の要件としては1芯の場合と2芯の場合の損失値の条件の記載が御座いますが、同様に損失値をご提示いただけないでしょうか。また、10G2芯の場合の損失値について「デジタル庁ガバメントソリューションサービスに係る通信サービス (専用線サービス等) の提供及び保守等」では35db@1550nmとされておりますが、装置に限られる事から本案件では30db@1550nmとして頂けないでしょうか。</p> <p>②今回ご指示いただいている回線の品質を「正」とする場合、対応できるM/C機器の構成において制限がございます。IEEE802.1ah/G.986を前提とした場合、今回のご提案構成では収容機から「2.1.2 (3) (ロ) ①~⑤」を実施する事ができません。なお、IEEE802.1ah/G.986を前提としない場合は、「2.1.2 (3) (ロ) ①」のみ実現可能することが可能です。また、「2.1.3 (3) (ア) ⑤」のファンレスとする要件も難しくなります。</p> <p>以上から、本回線損失を前提とする場合は、IEEE802.1ah/G.986を前提とせず、かつ、①のみに条件を緩和いただけないでしょうか。</p> <p>③今回ご指示いただいている回線の品質を「正」とする場合、対応できるM/C機器の構成において1芯の回線構成では対応できないため、2芯の回線敷設をご検討いただけないでしょうか。</p>		<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>(ア)10Gbps対応モデル: 6台 (線路損失19dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む)</p> <p>(イ)10Gbps対応モデル: 6台 (線路損失8dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む)</p> <p>(ウ)1Gbps対応モデル: 10台 (線路損失30dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む)</p>	
36	意見	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.3	(3)	(ア)	⑤	<p>(仕様) ファンレスとし、縦置き及び横置きに対応すること。</p> <p>(意見) 「縦置きまたは横置き」という条件に緩和いただけないでしょうか。</p>	<p>今回ご提案想定をしている機種では、左右に通気排気口があり、縦置きをすることが推奨されていないため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>「⑤ファンレスとし、縦置き又は横置きに対応すること。」</p>
37	質問	O1_調達仕様書	14	2	5		<p>「暫定利用が実施される場合においても、本調達の受注者は、各地点等に本来必要となる帯域、回線種別の提供を前提とした設計を行うこと。」の記載があるが、暫定回線から本番回線の移行に伴い、本件受注者による移行作業が発生する認識で相違ないか。</p>	<p>要設計画及び費用の算定に当たり、暫定利用時に発生するコストは回線調達事業者にて負担する場合においても、受託者の移行作業負担が発生する可能性があるかを認識したいため。</p>	ご認識のとおりです。
38	質問	O1_調達仕様書	14	2	5		<p>「暫定利用時に生じるコストは、回線調達を担う事業者に負担する義務 (令和6年度デジタル庁ガバメントソリューションサービスに係る通信サービス (専用線サービス等) の提供及び保守等 要件定義書の2.5(2)) があるため、本調達の受注者においては、暫定利用内容に応じて必要となるコスト等を当行に示すこと。」の記載があるが、コストを提示するタイミングは暫定利用が発生した際に提示する認識で相違ないか。</p>	<p>暫定利用に関する費用を算定・提示するタイミングを確認したいため。</p>	ご認識のとおりです。なお、別途当庁の要望に応じて、費用をご提示いただく場合があります。
39	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2	1	2	2	<p>予備2台を確保する目的は、将来的な回線増設、機器増設に備えるためのもの認識でよいか。</p> <p>SLAを担保するために用いる保守部材等が必要な場合は事業者にて検討の上費用に含めるという理解でよいか。</p>	<p>調達対象にある予備機の用途を把握し、提案が必要な内容を認識したいため。</p>	<p>予備機器の確保目的は、将来的な拡張性に備えるだけでなく、様々な事象に対応可能とするためのものです。</p> <p>また、保守部材が必要な場合は、事業者にて検討の上、費用に含めていただく必要があります。</p>
40	質問	O2_別添資料1.要件定義書	5	2	1	1	<p>収容機器配下のM/C 機器や専用線の活性状況を、幹線機器が把握する必要があると解釈したが、MC機器の活性状況に応じて、ルーティングを変更するような制御で認識相違ないか。</p>	<p>収容機器配下のM/C 機器や専用線の活性状況を幹線機器が把握することでどのような制御を想定しているか把握したいため。</p>	ご認識のとおりです。
41	質問	O2_別添資料1.要件定義書	7	2	1	2	<p>ZTPによる自動設定は、DHCPやTFTPを用いてサーバから設定を流し込むのではなく、収容機器がITU-T G.986 及びIEEE802.3ahを用いてMC機器に設定を流し込むこと認識でよいか。</p>	<p>今回の要件でのZTPによる自動設定を把握したいため。</p>	ご認識のとおりです。
42	質問	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2	2	<p>ZTPによる自動設定の対象機器は、M/C機器のみで認識相違ないか。</p>	<p>ZTPによる対象機器の範囲を把握したいため。</p>	ご認識のとおりです。
43	質問	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2	2	<p>通信制御とは収容機器が収容するMC機器や回線の活性状況に応じて、ルーティングを変更するような制御で認識相違ないか。</p>	<p>各機器がどのような制御を実施することを想定しているか把握したいため。</p>	ご認識のとおりです。
44	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1		<p>「構築した統合監視環境は当行に引き渡し、本契約の履行期間内においては当行が利用することを想定している。」の記載があるが、引き渡す統合監視環境に加えて、受注者による監視・保守及びそれにかかる監視環境の構築は必要か。</p>	<p>構成の提案及び費用の算定に当たり、受注者による監視機能が本提案のスクープに含まれるか確認したいため。</p>	<p>受注者において、別添資料7.SLA項目一覧に定めるSLAを遵守できるよう、監視等を実施する必要があります。</p> <p>なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。</p> <p>「また、受注者は、「別添資料7. SLA項目一覧」で定める監視対応及び障害対応を実施する監視体制を確立する必要がある。」</p>

45	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1		統合監視環境の構築に必要な仮想化基盤一式は貴庁にてご準備いただける認識でよろしいか。	構成の提案及び費用の算定に当たり、受注者による統合監視環境の構築に必要なハードウェア・ライセンス一式が本提案のスコープに含まれるか確認したいため。	統合監視環境の構築に必要な基盤は、受注者が準備する想定です。 なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「構築に必要な基盤は受注者が準備すること。」
46	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1		統合監視環境に関して、冗長性等の詳細な要件や、要件定義書記載のログ出力を記録中継するサーバ以外に他ネットワーク環境に存在する各種サーバとの接続要件などは存在するか。	構成の提案及び費用の算定に当たり、受注者による統合監視環境の構築に必要なハードウェア・ライセンス一式が本提案のスコープに含まれるか確認したいため。	当庁が別途整備する「GSS統合監視システム」への連携が必要となります。 なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「(カ)当庁が別途整備する「GSS統合監視システム」に対して監視データ(インターフェースの受送信量、エラー及び筐体温度等の通信機器から取得できる各種情報等)を連携すること。データ連携方式や連携項目等、詳細については閲覧資料で提示する。」
47	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1		「統合監視環境の構築に必要な仮想化基盤については、当庁が指定する場所に提供し、記録すべきパラメータについては、提案製品の機能性をもって当庁と協議の上決定すること。」の記載があるが、指定する場所の想定はTYOS/OSA2や地方集約点であり、各拠点には回線の敷設を必要としないか。	費用の算定及び納期のフィジビリティの確定にあたり、業務の範囲やボリュームを確認したいため。	統合監視環境は、デジタル庁データセンタに設置する想定です。 なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「(2)デジタル庁データセンタにハードウェアやソフトウェアをもって構築し、監視データとして記録すべきパラメータについては、提案製品の機能性をもって当庁と協議の上決定すること。なお、構築に必要な基盤は受注者が準備すること。」
48	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1		「(1) 本契約で調達する機器に対し、統合監視環境を構築すること」と記載されているが、本契約の運用保守の範囲は、本契約にて調達する幹線機器・収容機器・MC機器とその監視環境までとなるか。	費用の算定にあたり、保守区分を明確にし、業務ボリュームを把握したいため。	ご認識のとおりです。
49	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	1		「(ア) 構成機器の死活状況を把握できること。地方集約点間やTYOS/OSA2間との通信量を把握できること。」と記載されているが、構成機器のインターフェースごとのトラフィック量が確認する認識で良いか。	取得したいトラフィックの中身を把握したいため、インターフェースに流れるトラフィック量の確認だけでなく、各拠点間のトラフィック量の確認も必要な場合は、監視機能が変わるため。	ご認識のとおりです。
50	質問	O2_別添資料1.要件定義書	10	3	2	1	「(2) 設定アップデート」において、想定される設定アップデートの頻度や想定回数についてご提示いただきたい。	費用の算定にあたり、業務ボリュームを把握したいため。	調達仕様書6.1(3)③に記載する本業務専任のエンジニアにおいて、設定アップデート等を実施いただく想定であり、エンジニアの件数等を鑑み、費用の算定を行ってください。 なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「当初構築後の設定アップデートについては、当庁又は当庁の指示により、本業務専任のエンジニアが中心となり実施することとする。」
51	質問	O4_別添資料7.SLA項目一覧	3	2	1		通信機器と通信機器を結ぶ回線(本調達とは別に貴庁で調達される回線)で障害が起きた場合は、本調達で納入するNW機器及び設計の品質に関わらず、サービス利用不可となることがあると考える。 回線断に伴うサービス利用不可については、本調達におけるSLA評価対象となる障害には含まれないという理解でよろしいか。	本調達におけるSLA評価対象となる障害の範囲を確認したいため。	ご認識のとおりです。
52	質問	O2_別添資料1.要件定義書	9	2	2	3	構築時及び構築後の1か間”とありますが、“1か間”は誤記でしょうか？	要件の確認ため	ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「構築時及び構築後の1年間に、当庁の要望に応じて、以下の検証役務を実施すること。」
53	質問	O2_別添資料1.要件定義書	4	2	1	1	<タイプB/タイプC> ・具備ポート総数から4つもしくは1つを割り当て、10Gbase-LR4つを具備すること。 とございますが、“10Gbase-LR_4つ”と理解すればよろしいでしょうか？	要件の確認ため	ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「具備ポート総数から4つもしくは1つを割り当て、10Gbase-LRを4つ具備すること。」
54	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(3)	(ア)	②	全タイプ共通に記載の、幹線機器間の100Gと収容機器接続の100G、計100G×2ポートは、各タイプ要件に記載の100Gポート数に含まれていますでしょうか。		含まれておりません。全タイプ共通に記載の100G×2ポートに加えて、各タイプに記載のポートが必要となります。
55	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(3)	(ア)	②	(仕様) 具備ポート総数から4つもしくは1つを割り当て、10Gbase-LR4つを具備すること。(なお、LR4を40Gbase-LR4+MPOファンアウトLCケーブルで供してもよいが、LCメス形式にて接続できるよう必要に応じたLC-LC J-Jコネクタ等を用意すること。) (質問) 10Gbase-LR4は10G-Base-LRの認識で相違ないでしょうか。		ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「具備ポート総数から4つもしくは1つを割り当て、10Gbase-LRを4つ具備すること。」
56	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(3)	(ア)	②	(仕様) 具備ポート総数から1つを割り当て、10GBase-X 対応の SFP+ソケット1つを具備すること。 (質問) 10GBase-Xは10G-Base-SRと読み替えてよいでしょうか。		ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「10GBase-X対応のSFP+ソケット2つを具備すること。ここで、Xはワイルドカードを意図した記載である。」

57	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(4)	(キ)	—	(仕様) 出力フローに対して、分解能1秒以下にて入力通信帯域を超過したトラフィックを廃棄できること(フロー単位の出力シェーパ)。 (質問) フロー単位の出力シェーパとは、どのようなものを想定しておりますが、特定のQueueに割り当てられたフロー群ごとにシェーピングがされることでよいでしょうか。	ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「(キ)出力フロー単元にキューイングを行い、キューごとに分解能1秒以下にて入力通信帯域を超過したトラフィックを廃棄できること。」
58	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.1.	(4)	(ス)	—	(仕様) 「2.2.1.(3)(イ)③」に定める幹線機器の論理要件を満たす連携性を有しなければならない。 (質問) 「2.2.1(3)」ではなく「2.1.1(3)」の認識でよいでしょうか。	ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「(ス)「2.1.1.(3)(イ)③」に定める幹線機器の論理要件を満たす連携性を有しなければならない。」
59	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.3.	(2)	(イ)	—	(仕様) 10Gbps 対応モデル: 10台(線路損失8dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む) (質問) 記載の損失値は1300帯のように見受けられますが、1500帯で間違いはないでしょうか。	ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたします。 「(ア)10Gbps対応モデル: 6台(線路損失19dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む) (イ)10Gbps対応モデル: 6台(線路損失8dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む) (ウ)1Gbps対応モデル: 10台(線路損失30dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む)」
60	質問	O2_別添資料1.要件定義書	2.1.3.	(2)	(ウ)	—	(仕様) 1Gbps 対応モデル: 20台(線路損失30dB/1500nm台に対応したBIDIモジュールを含む) (質問) 機器の仕様上、LCコネクタでの接続ができず、SCコネクタであれば対応可能なため、コネクタ形状の指定を緩和頂けませんでしょうか。	コネクタの形状は指定しておりません。
61	質問	O2_別添資料1.要件定義書	3	3.1	(1)	—	(仕様) 本契約で調達する機器に対し、統合監視環境を構築すること。構築した統合監視環境は当庁に引き渡し、本契約の履行期間内においては当庁が利用することを想定している。 (質問) 「構築した統合監視環境は当庁に引き渡し」という文言は「物理サーバーを含めた提供」という認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
62	質問	O2_別添資料1.要件定義書	3	3.1	(2)	(イ)	(仕様) SNMP や SYSLOG に基づく構成機器のパラメータ出力を記録ができること。 (質問) 「パラメータ出力」とはどのような情報を想定されていますでしょうか。	SNMPやSYSLOGに基づく構成機器の監視データ(インターフェースの受信量、エラー及び筐体温度等の通信機器から取得できる各種情報等)を想定しております。 なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「(ウ)SNMPやSYSLOGに基づく構成機器の監視データ(インターフェースの受信量、エラー及び筐体温度等の通信機器から取得できる各種情報等)の出力をリアルタイムで記録ができること。」
63	質問	O2_別添資料1.要件定義書	3	3.1	(2)	(ウ)	(仕様) パラメータ記録については、最低60日間の記録保持するよう設定すること。 (質問) 「パラメータ記録」とはコンフィグ情報の保存を示すと考えてよろしいでしょうか。 また、記録先は機器装置内への保存、機器装置外への保存、どちらを想定されていますでしょうか。	構成機器の監視データ(インターフェースの受信量、エラー及び筐体温度等の通信機器から取得できる各種情報等)を指しており、記録先は、機器装置内への保存を想定しております。 なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「(ウ)SNMPやSYSLOGに基づく構成機器の監視データ(インターフェースの受信量、エラー及び筐体温度等の通信機器から取得できる各種情報等)の出力をリアルタイムで記録ができること。 (エ)監視データの記録については、最低60日間の記録を、機器装置内に保持するよう設定すること。」
64	質問	O1_調達仕様書_GSS-NWの通信サービス用機器の調達	9	2	2.1	3	本件における監視業務は貴庁と受注者どちらで実施する想定かご教授願います。	本契約で構築後に当庁へ引き渡す統合監視環境において、当庁でも監視業務を行い、受注者においても、別添資料7.SLA項目一覧に定めるSLAを遵守できるよう、監視等を実施する必要があります。 なお、ご質問を踏まえ、以下の通り修正いたしました。 「本契約で調達する機器等を監視する統合監視環境を構築すること。なお、構築した統合監視環境は当庁に引き渡し、本契約の履行期間内においては当庁が利用することを想定している。また、受注者は、「別添資料7.SLA項目一覧」で定める監視対応及び障害対応を実施する監視体制を確立する必要がある。」